

(高裁経由)

水戸地裁民第12号

(組ろ-05)

平成25年2月12日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

水戸地方裁判所長 菅野博之

平成24年度執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

標記の査察(自庁査察及び全庁査察)の結果は下記のとおりです。

記

1. 自庁査察(平成23年10月から同24年3月までの期間)の結果について  
別紙1ないし6の各結果報告書のとおり
2. 全庁査察(平成24年4月から同年9月までの期間)の結果について  
別紙7の結果報告書のとおり



平成24年10月5日

水戸地方裁判所長 殿

水戸地方裁判所

執行官監督官 脇 博 人

執行官事務の査察結果について（報告）

標記の事務査察（平成23年10月～同24年3月までの期間）の結果は、下記のとおりです。

記

第1 査察日程等

1 実施日

6月20日（水）

2 実施場所

小会議室（本館4階）及び執行官室（本館1階）

3 担当者等

監督官	判 事	脇 博 人
監督補佐官	民事首席書記官	石 井 利 幸
同	民事次席書記官	森 公 宏
同	民事訟廷管理官	江 崎 円
同	事務局次長	中 園 敬
同	会計課長	阿 部 久仁之
監督補助者	主任書記官	小 泉 嘉 則
同	同	北 原 信 一
同	同	大 澤 武 紀

同 会計課経理係長 海老沢 京子

第2 重点査察事項

- 1 事件の受付及び分配に関する事項
- 2 事件処理に関する事項
- 3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- 4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- 5 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- 6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- 7 執行官室の運営に関する事項

第3 査察結果の要旨等

別紙のとおり

## 別紙

### 査察結果の要旨等

#### 1 事件の受付及び分配に関する事項

事件の受付及び分配は適正に処理されている。

なお、平成23年3月の東日本大震災以降、動産執行事件の新受付数が激減している。

#### 2 事件処理に関する事項（別紙）参照）

##### (1) 現況調査報告書の提出

3月末日現在、未提出の現況調査報告はない。複雑事案等を除いて概ね期限内に報告書が提出されている。

##### (2) 長期未済事件（受付後2年を超える事件）

該当事件はない。

##### (3) 執行の着手時期

執イ、執ロ及び執ハ事件の着手時期（規則1.1条2項参照）は、各事件記録の予納日を基準として確認したところ、執イ事件については約5.5パーセントの事件が1週間以内（2週間以内では約7.7パーセントの事件）が着手<sup>済</sup>、執ロ事件については約5.3パーセントの事件が2週間内に催告又は明渡しに着手され（規則1.5.4条の3第1項参照。1か月以内では約8.2パーセントの事件が着手）、また、執ハ事件については全件が7日以内にそれぞれ着手されていた（民事保全法4.3条2項参照）。

#### 3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

##### (1) 調書の記載について

概ね適正に作成されているが、次の事項を指摘し、適正な事務処理を促した。

ア 中止調書の作成日の記載漏れがあった。

イ 調書上、立会人の押印が漏れているにもかかわらず、押印することができなかった理由が明記されていなかった。

ウ 建物明渡執行事件において、調書に立ち会った債権者の署名押印を徴しているのに、執行に立ち会った者の氏名欄にその旨の記載がなかった。

エ 執行日時指定書に時間の記載がないものがあつた。

(2) 事件記録の査閲について

総括執行官による事件記録の査閲の実施を検討するよう指示した結果、現況調査事件から実施することとなった。

(3) 事件簿等

システム化された強制執行等事件簿について、事件の受付けの入力後、結果等の入力が失念されているものが9件あつた以外は、いずれも適正に処理されていた。

4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

いずれも適正に処理されていた。

5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

いずれも適正に処理されていた。

なお、現在、保管物はない。

6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

いずれも適正に処理されていた。

7 執行官室の運営に関する事項

①執行官及び事務員の勤務時間管理あるいは勤務状況、②執行官室の経営（事務員の雇用を含む。）等について、総括執行官から聴取を行った。

①につき、出先の執行官と携帯電話による連絡できる状況にはなっているが、どの時間にどこにいるかという情報が執行官室において共有される状況にはなっていないので、当日の予定をホワイトボードに一括して表示するなどの方策がとれるかどうか、検討を指示したところ、ホワイトボードが調達され次第、運用を開始することとなった。

その他については、概ね適切な処理がされていた。

(別紙)

平成23年10月から平成24年3月までの事務処理状況等

(表1) 現況調査報告書の事務処理状況

	平成23年			平成24年			平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
既済数(a)	70	45	43	34	66	45	50.50
期限徒過数(b)	1	2	0	0	0	0	0.50
徒過率(b/(a+b))	1.41%	4.26%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.98%

(表2) 執(イ, ロ, ハ)事件の新受件数及び処理状況

	新受	既済			未 済					既 済					
			総件数	うち未着手	申立日から着手するまでの期間					申立日から着手するまでの期間					
					7日以内	10日以内	20日以内	30日以内	30日超	未着手	7日以内	10日以内	20日以内	30日以内	30日超
執イ	50	30	20	20	0	0	0	0	0	0	2	1	17	10	0
執ロ	69	62	7	3	0	0	1	3	0	2	0	5	23	22	10
執ハ	12	6	6	0	5	1	0	0	0	0	5	0	1	0	0

(表3) 執(イ, ロ, ハ)事件の既済事件着手率

	既済件数 (未着手を除く。)	着手日				
		7日内	14日内	20日内	30日内	30日超
執イ	27	15	6	6		
執ロ	55	1	29	16	9	
執ハ	4	4				

平成24年6月29日

水戸地方裁判所長 殿

水戸地方裁判所土浦支部

執行官監督官 小林 敬子

執行官事務の査察結果について（報告）

標記の査察の結果は下記のとおりです。

記

第1 査察日程等

1 実施日

平成24年6月27日（水）

2 実施場所

水戸地方裁判所土浦支部

3 担当者等

監督官 判 事 小林 敬子

監督官 判 事 岡野 典章

監督補佐官 上席主任書記官 高田 浩志

第2 重点査察事項

1 事件の受付及び分配に関する事項

2 事件処理に関する事項

3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

6 執行官室の運営に関する事項

第3 査察結果の要旨等

別紙1のとおり

(別紙1)

### 査察結果の要旨等

#### 1 事件の受付及び分配に関する事項

ア 事件の受付に関しては、2名の女子事務員が担当している。

イ 事件の配てんは、3人の執行官（笠原、近藤、仲）に各3分の1の割合で配てんされている（平成24年3月31日まで、同年4月1日以降は、異動により、笠原、西手、近藤）。

#### 2 事件の処理に関する事項

##### (1) 現況調査報告に関する事務処理について

事務処理状況は別紙2表1「現況調査報告書の事務処理状況」のとおりである。

##### (2) 執イ、執ロ、執ハ事件の事務処理について

執行開始期間の状況は、別紙2表2「執（イ、ロ、ハ）事件の新受件数及び処理状況」のとおりであり、概ね適正に処理されている。

なお、予納金の予納前に着手している動産執行事件があったが、いずれも特定の業者又は弁護士の手立てにかかる事件で確実に予納されるものに対する取扱いであり、実際に予納金が納付されなかった件は皆無であったので、敢えて予納後に着手するようにとの指導はしなかった。

##### (3) 長期未済事件について

○ 平成20年（執イ）第17号事件：債務者「つくばブレイズ」関連破産事件の終了に伴い、本件も終了した。

○ 平成22年（執ハ）第1号仮処分事件：本門寺 vs (株)紫峰  
本案が控訴審で係属中

○ 平成22年（執ハ）第20、21号仮処分事件：[REDACTED] vs [REDACTED]  
本案が既に確定しているが、債権者[REDACTED]の不熱心により長期化している。  
近々に取下げ勧告をし、速やかに終了させる予定



3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

適正に作成されている。

4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

適正に処理されている。

5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

予納金は速やかに会計係に納付されており、予納金の精算も遅滞なく速やかに  
手続がされていた。

6 執行官室の運営に関する事項

(1) 事務処理状況

ア 「執行官収支明細簿」は、司法年度ごと、執行官ごとに作成されており、  
会計系の資料と突き合わせたところ全て符合し、記載等も適正であった。

イ 経験ある事務員2人が、各執行官の事務処理の補助者として執務しており、  
執行官室の事務を円滑に行っている。

(2) 執行官室内の連携

4月の異動で、執行官1名及び事務員1名が交替となった。特に事務員につ  
いては、長年、当支部の執行官室を陰から支えてきたベテラン事務員が、経験  
があるとはいえ若手の事務員に交替したので、チェック態勢を含めたより一層  
の連携が求められるところである。

7 その他

5月の開札期日において過誤があり、現在、その改善策を模索しているところ  
であるので、その動向に注目していきたい。

(別紙2)

(表1)

現況調査報告書の事務処理状況 (H23年10月～24年3月既済分)

	H23.10月	11月	12月	H24.1月	2月	3月	平均
既済数(a)	23	22	22	24	20	30	23.5
期限徒過数(b)	0	2	2	2	2	3	1.8
徒過率(b/(a+b))	0.00%	8.33%	8.33%	7.69%	9.09%	9.09%	7.24%

(表2)  
 執(イ, ロ, ハ)事件の新受件数及び処理状況 (H23年10月~24年3月既済分)

	新受	既済	未 済							既 済					
			総件数	うち未着手	申立日から着手するまでの期間					申立日から着手するまでの期間					
					7日以内	10日以内	20日以内	30日以内	30日超	未着手	7日以内	10日以内	20日以内	30日以内	30日超
執イ	30	27	3	3						1	3	5	10	2	6
執ロ	54	47	7	3	1		3			10	6	2	22	4	3
執ハ	11	7	4		4						7				

(表3)  
 執(イ, ロ, ハ) 事件の着手率 (H23年10月~24年3月既済分 (除く未着手))

	既済件数①	7日以内に着手		30日以内に着手	
		件数 ②	着手率 (②/①)	件数 ③	着手率 (③/①)
執イ	33	4	12.12%	26	78.79%
執ロ	44	9	20.45%	41	93.18%
執ハ	9	9	100.00%	9	100.00%

平成24年7月17日

水戸地方裁判所長 殿

水戸地方裁判所下妻支部

執行官監督官 田島清茂

平成24年度執行官事務の自庁査察結果について（報告）

標記の査察結果は下記のとおりです。

記

1 実施日

6月27日（水）

2 実施場所

水戸地方裁判所下妻支部会議室

3 担当者等

監督官 支部長判事 田島清茂

同 判事 渡辺力

監督補佐官 庶務課長 北條法之

監督補助者 主任書記官 松本由紀夫

同 同 井實隆太

4 重点査察事項

- (1) 事件の受付及び分配に関する事項
- (2) 事件処理に関する事項
- (3) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (4) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- (5) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

(6) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

(7) 執行官室の運営に関する事項

5 査察結果の要旨等

別紙1のとおり

(別紙1)

### 査察結果の要旨等

- 1 事件の受付及び分配に関する事項  
適切に処理されており、特に指摘する点はない。
- 2 事件処理に関する事項
  - (1) 現況調査報告に関する事務処理について  
既済数及び期限徒過数は別紙2ないし4記載のとおりである。
  - (2) 「執イ」、「執ロ」、「執ハ」事件の事務処理について  
別紙2ないし4記載のとおりである。  
なお、申立日から着手までに1週間以上を要している事件の大半は、予納金の納付が遅れたことを原因とするものであり、その他も債権者において執行現場への立ち会いを希望するため、調整が必要であったことから時間を要したものである。
- 3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項  
執行官の押印や訂正印漏れなどケアレスミスは散見されたが、概ね適正に処理されている。
- 4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項  
手数料等請求書写し及び収入明細書の保管につき、若干整理に欠ける面があったものの適正に処理されている。
- 5 予納金、保管金及び保管物に関する事項  
適正に処理されている。
- 6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項  
保存期間が経過した記録は廃棄されているなど特に指摘する点はない。
- 7 執行官室の運営に関する事項
  - (1) 事務処理状況  
執行官3名及び事務員1名(水曜日のみ土浦支部から1名填補あり。)によって運営されている。

(別紙1)

運営委員である大久保執行官を中心として関係各部署との円滑な連携に努めており、過誤防止を意識した事務処理が行われている。

また、事務員は事件受付、現況調査の補助事務、帳簿の整理及び手数料請求事務など広範な事務を円滑に行っている。

(2) 執行官室内の連携

執行官3名がそれぞれの経験を踏まえて知恵を出し合ったり、相談するなどして、事務処理を行うにあたり協力する雰囲気醸成されている。

また、事務員が各執行官のスケジュールを把握しており、必要時には連絡を取る態勢ができている。



(表1)

現況調査報告書の事務処理状況(平成23年10月から平成24年3月既済分)

	H23年10月	11月	12月	H24年1月	2月	3月	平均
既済数(a)	8	9	2	5	16	5	7.50
期限徒過数(b)	1	0	0	1	2	0	0.67
徒過率(b/(a+b))	11.11%	0.00%	0.00%	16.67%	11.11%	0.00%	6.48%

(表2)

執(イ, ロ, ハ)事件の新受件数及び処理状況(平成23年10月から平成24年3月既済分)

	新受	既済	未済					既済								
			総件数	うち未着手	申立日から着手するまでの期間					申立日から着手するまでの期間						
					7日以内	10日以内	20日以内	30日以内	30日超	未着手	7日以内	10日以内	20日以内	30日以内	30日超	
執イ	16	14	2	2							1	11		2		
執ロ	8	6	2	1			1						1	4	1	
執ハ	2	1	1			1						1				

(表3)

執(イ, ロ, ハ)事件の着手率(平成23年10月から平成24年3月既済分(除く未着手))

	既済件数①	7日以内に着手		30日以内に着手	
		件数②	着手率(②/①)	件数③	着手率(③/①)
執イ	14	11	78.57%	3	21.43%
執ロ	9	0	0.00%	9	100.00%
執ハ		2	#DIV/0!	0	#DIV/0!

(表1)

現況調査報告書の事務処理状況(平成23年10月から平成24年3月既済分)

	H23年10月	11月	12月	H24年1月	2月	3月	平均
既済数(a)	6	7	6	12	8	5	7.33
期限徒過数(b)	0	0	1	0	0	0	0.17
徒過率(b/(a+b))	0.00%	0.00%	14.29%	0.00%	0.00%	0.00%	2.38%

(表2)

執(イ, ロ, ハ)事件の新受件数及び処理状況(平成23年10月から平成24年3月既済分)

	新受	既済	未済					既済							
			総件数	うち未着手	申立日から着手するまでの期間					申立日から着手するまでの期間					
					7日以内	10日以内	20日以内	30日以内	30日超	未着手	7日以内	10日以内	20日以内	30日以内	30日超
執イ	15	10	5	5								1	1	6	2
執ロ	8	8										3	1	3	1
執ハ	3	1	2			2						1			

(表3)

執(イ, ロ, ハ)事件の着手率(平成23年10月から平成24年3月既済分(除く未着手))

	既済件数①	7日以内に着手		30日以内に着手	
		件数②	着手率(②/①)	件数③	着手率(③/①)
執イ	10		0.00%	8	80.00%
執ロ	13	3	23.08%	10	76.92%
執ハ		1	#DIV/0!		#DIV/0!

(表1)

現況調査報告書の事務処理状況(平成23年10月から平成24年3月既済分)

	H23年10月	11月	12月	H24年1月	2月	3月	平均
既済数(a)	10	8	5	6	8	11	8.00
期限徒過数(b)	0	0	1	0	2	2	0.83
徒過率(b/(a+b))	0.00%	0.00%	16.67%	0.00%	20.00%	15.38%	8.68%

(表2)

執(イ、ロ、ハ)事件の新受件数及び処理状況(平成23年10月から平成24年3月既済分)

	新受	既済	未済					既済							
			総件数	うち未着手	申立日から着手するまでの期間					申立日から着手するまでの期間					
					7日以内	10日以内	20日以内	30日以内	30日超	未着手	7日以内	10日以内	20日以内	30日以内	30日超
執イ	17	15	2	2						2			7	3	3
執ロ	7	5	2	1			1			2			2	1	
執ハ	3	3								1	2				

(表3)

執(イ、ロ、ハ)事件の着手率(平成23年10月から平成24年3月既済分(除く未着手))

	既済件数①	7日以内に着手		30日以内に着手	
		件数②	着手率(②/①)	件数③	着手率(③/①)
執イ	13		0.00%	10	76.92%
執ロ	4		0.00%	4	100.00%
執ハ		3	#DIV/0!	1	#DIV/0!

平成24年7月10日

水戸地方裁判所長 殿

水戸地方裁判所日立支部

執行官監督官 廣 澤 諭

執行官事務の査察結果について（報告）

標記の査察の結果は下記のとおりです。

記

第1 査察日程等

1 実施日

平成24年6月29日（金曜日）

2 実施場所

水戸地方裁判所日立支部執行官室

3 担当者等

監督官 判 事 廣 澤 諭

監督補佐官 上席主任書記官 國 井 栄

監督補助者 主任書記官 池 澤 光 浩

同 庶務課会計係長 茅 根 幸 子

第2 重点査察事項

1 事件処理に関する事項

2 記録、調書その他書類の作成に関する事項

3 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

4 予納金、保管金及び保管物に関する事項

5 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

第3 査察結果の要旨等

別紙1のとおり

(別紙1)

## 査察結果の要旨等

### 1 事件の処理に関する事項

#### (1) 現況調査報告に関する事務処理について

現況調査報告書の手務処理状況は別紙2(表1)記載のとおりである。現況調査報告書の提出期間内に提出することができなかった事件は、存在しなかった。事件処理については、概ね迅速に処理されていた。

#### (2) 執イ、執ロ、執ハ事件の手務処理について

執(イ、ロ、ハ)事件の新受事件数及び処理状況は、別紙2(表2)、(表3)記載のとおりであり、長期未済事件もない。

いずれの事件も申立から30日以内に全件着手している。

### 2 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

債務名義の返還事務については、記録表紙に「債務名義返還済」とのゴム印を押捺して債務名義を返還しているが、債務名義返還受領書が提出されないままの事件があった。債務名義の授受を記録上明らかにし、債務名義の返還についての問題解消するという意味から、債権者から債務名義返還受領書の提出を求め、記録に編綴するように指示した。

その他は、いずれも適正に処理されていた。

### 4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

適正に処理されている。

### 5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

平成24年6月28日現在の保管金残高は別紙一覧表記載のとおりである。また、保管されている保管物もないなど適正に処理されていた。

### 6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊も保管、保存及び廃棄に関する事項

適正に処理されている。なお、帳簿及び記録の廃棄につて、平成23年12月31日まで保存期間が満了した物については廃棄を実施している。 以上

(別紙2)

(表1)

現況調査報告書の事務処理状況 (H23年10月～24年3月既済分)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
既済数(a)	14	6	8	1	7	4	6.66666667
期限徒過数(b)	0	0	0	0	0	0	0.0
徒過率(b/(a+b))	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

(表2)

執(イ、ロ、ハ)事件の新受件数及び処理状況 (H23年10月～24年3月既済分)

	新受	既済	未 済					既 済						
			総件数	うち未着手	申立日から着手するまでの期間					申立日から着手するまでの期間				
					7日以内	10日以内	20日以内	30日以内	30日超	未着手	7日以内	10日以内	20日以内	30日以内
執イ	6	6								1	2	3		
執ロ	15	9	6			6				1	3	2	3	
執ハ														

執(イ、ロ、ハ)事件の着手率 (H23年10月～24年3月既済分(除く未着手))

	既済件数①	7日以内に着手		30日以内に着手	
		件数②	着手率(②/①)	件数③	着手率(③/①)
執イ	6	1	16.67%	5	83.33%
執ロ	8	0	0.00%	8	100.00%
執ハ	0	0	0.00%	0	0.00%







官署名:水戸地方裁判所日立支部

出力対象年月日:2012/06/28 21:57:13

保管金 管理番号	事件番号	民刑等 の別	取扱部	保管金種目	受入日	受入額	残高	通知済額	未通知額 (突合用残額)	払渡通知済 額合計	最終払渡 通知日
100003830	H23執ハ000001	執行官	執行官室	執行官予納金	20110210	50000	28080	0	28080	21920	20110621
120000330	H24執口000011	執行官	執行官室	執行官予納金	20120509	100000	100000	0	100000	0	



平成24年7月6日

水戸地方裁判所長 殿

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

執行官監督官 櫻井 佐英

執行官事務の査察結果について（報告）

標記の査察の結果は下記のとおりです。

記

第1 査察日程等

1 実施日

平成24年6月27日（水）

2 実施場所

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

3 担当者等

監督官 判 事 櫻井 佐英

監督補佐官 上席主任書記官 柴崎 正人

監督補助者 主任書記官 鳥居 保雄

第2 査察事項

1 事件の受付及び分配に関する事項

2 事件処理に関する事項

3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

7 執行官室の運営に関する事項

第3 査察結果の要旨等

別紙記載のとおり

添付資料 現況調査未提出事件一覧表

執（イ，ロ，ハ）新受件数及びその処理状況

執（イ，ロ，ハ）長期未済事件一覧表

保管物一覧表



れていた。

4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

適正であった。

5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

保管金及び保管物はない。予納金の還付は、事件終了後速やかに行われていた。

6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

帳簿等の記載は丁寧で見やすいものとなっている。記録等の保管状況に問題はなく、廃棄も年度初めに速やかに上申されている。

7 執行官室の運営に関する事項

各執行官の予定は、執行官室内のホワイトボードに書き込まれており、直行、直帰に関しても事前に明確にされている。







執(イ, ロ, ハ) 新受件数及びその処理状況

(平成23年10月から平成24年3月までの新受件数)

龍ヶ崎支部 執行官 秋山 進

平成24年3月31日現在

区分 事件 の種類	新受	既済	未 済					既 済							
			総件数	う ち 未着手	着手するまでの期間					着手するまでの期間					
					7日 以内	10日 以内	20日 以内	30日 以内	30日 超	未着手	7日 以内	10日 以内	20日 以内	30日 以内	30日 超
執(イ)事件	12	11	1	1							4		6	1	
執(ロ)事件	15	11	4	1	2		1				1		8	2	
執(ハ)事件	3	1	2			2						1			

執（イ，ロ，ハ）新受件数及びその処理状況

（平成23年10月から平成24年3月までの新受件数）

龍ヶ崎支部 執行官 大野 範 男

平成24年3月31日現在

区分 事件 の種類	新 受	既 済	未 済					既 済								
			総件数	う ち 未着手	着手するまでの期間					着手するまでの期間						
					7日 以内	10日 以内	20日 以内	30日 以内	30日 超	未着手	7日 以内	10日 以内	20日 以内	30日 以内	30日 超	
執(イ)事件	11	10	1	1								3	1	4		2
執(ロ)事件	19	15	4	1		1	2					1	3	9	2	
執(ハ)事件	5	5										5				









平成24年6月15日

水戸地方裁判所長 殿

水戸地方裁判所麻生支部

執行官監督官 棚 木 純 一

執行官事務の査察結果について (報告)

1 査察日程等

(1) 査察実施年月日

6月13日 (水)

(2) 実施場所

水戸地方裁判所麻生支部執行官室

(3) 担当者等

監督官 判事 棚 木 純 一

監督補佐官 庶務課長 前 野 恭 通

監督補助者 庶務課庶務係長 小田木 浩 司

2 重点査察事項

(1) 事件の受付及び分配に関する事項

(2) 事件処理に関する事項

(3) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

(4) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

(5) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

(6) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

(7) 執行官室の運営に関する事項

(8) その他



3 査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

## 査 察 結 果 の 要 旨 等

### 1 事件の受付及び分配に関する事項

#### (1) 事件の受付について

速やかに受付処理されているなど概ね適正に処理されている。

#### (2) 分配について

配置されている執行官は一人であり、その執行官が全ての事務処理を行っている。

### 2 事件処理に関する事項

#### (1) 現況調査報告書に関する事務処理について

事件処理状況は、別表1のとおり未提出事件はない。

#### (2) 執イ、執ロ、執ハの事件処理について

##### ア 事件処理状況

事件処理状況は、別表2及び表3のとおりであり、長期未済事件もなく、概ね適正、迅速に処理されている。

なお、執イ及び執ロの事件処理について、申立日から一週間以内に執行の着手が出来なかった理由としては、申立債権者からの予納金の予納待ちや申立債権者との執行実施日の日程調整に時間を費やしたものである。また、執行の着手までに30日を超えた事件は、申立債権者の予納金の予納が遅かったためである。

##### イ 未済事件について

① 執イ事件について、未済事件1件(未着手)あるが、債権者からの予納金の予納待ちで執行に着手できなかったものである。なお、同事件は4月5日に執行を着手し、既済となっている。

③ 執ロ事件について、未済事件2件(うち未着手1件)あるが、いずれも3月の申立であり、うち1件の執行に着手している事件は、断行日が

到来していないもので、4月23日に既済、うち1件の未着手事件は、執行の実施日に日程調整に時間を費やしたもので、4月6日に執行に着手し、5月2日に既済となっている。

④ 執ハ事件について、未済事件1件あるが、これは、保全執行は終了しているが、保全執行処分が取り消されていない事件である。

(3) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

いずれも概ね適正、迅速に作成されている。

(4) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

いずれも概ね適正に処理されている。

(5) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

ア 予納金について

概ね適正に処理されている。

予納の方法については、原則、銀行振込で処理されている。なお、現金書留で送付された場合には、現金書留授受簿に記載し、即日、会計係に送付する方法で処理することになっているが、平成16年度以降、現金書留の取扱いはない。

イ 保管金について

概ね適正に処理されている。

ウ 保管物について

保管物の状況については、別表4のとおりである。

なお、平成13年度以降、保管物の取扱いはない。

(6) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

適正に帳簿が備え付けられ、その記載事項も所定の形式によって行われている。また、記録及び簿冊の保管、保存も適正に行われている。

なお、廃棄手続については、平成23年度までは廃棄処理済みである。

(7) 執行官室の運営に関する事項

ア 事務処理態勢等について

執行官として任官 ■■■■ の大宮執行官及び採用になり ■■■■ の ■■■■ 事務員との二人態勢で事務処理を行っている。

■■■■ 事務員は、受付、会計、記録作成事務等を担当し、いずれの事務処理も迅速に処理され、概ね適正に行われている。

イ 執行官室内の連携について

事務員は、執行官の日程を確認し、事務に支障がきたさないようにしているほか、執行官の外出時に当事者からの問い合わせや何らかの問題が生じた際などには、携帯電話で執行官と連絡を取り合いながら事務処理等を行うなど、執行官室内の連携も概ね良好である。

(8) その他

ア システム関係について

執行官事務に関するシステムの利用状況については、執イ、執ロ、執ハ、現況調査等及び送達等事件は、全てシステムにより処理を行っている状況である。ただし、事件簿への搭載も併せて行っている。

イ 記録の帯同について

当庁の管内は比較的広い上、公共交通機関もない地域性から、執行開始時間や執行終了時間の関係では、執行現場等へ自宅から直行又は自宅への直帰をする場合もあるが、その際の記録管理は、常にバッグ等に入れ細心の注意を払っている。また、執行現場等における記録の取扱いも、資料を記録に挟むことは避けるなど注意を払っている。

ウ 記録媒体について

執務室内で調書等の作成を行っており、自宅で情報処理は行っていないので、情報を裁判所外に持ち出すために外部記録媒体の使用はしていない。

以上



(別表2)

執(イ, ロ, ハ) 新受件数及びその処理状況

(平成23年10月から平成24年3月までの新受件数)

水戸地方裁判所麻生支部 執行官 大宮 健男

平成24年3月31日現在

区分 事件 の種類	新受	既済	未 済							既 済					
			総件数	うち 未着手	着手するまでの期間					着手するまでの期間					
					7日 以内	10日 以内	20日 以内	30日 以内	30日 超	未着手	7日 以内	10日 以内	20日 以内	30日 以内	30日 超
執イ事件	10	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	2
執ロ事件	10	8	2	1	0	0	1	0	0	0	2	1	3	1	1
執ハ事件	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0







平成25年2月6日

水戸地方裁判所長 殿

水戸地方裁判所

執行官監督官 脇 博 人

執行官事務の全庁査察の結果について（報告）

標記の査察（平成24年4月～同年9月までの期間）の結果は下記のとおりです。

記

第1 査察日程等

別紙1のとおり

第2 重点査察事項

- 1 事件の受付及び分配に関する事項
- 2 事件処理に関する事項
- 3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- 4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- 5 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- 6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- 7 執行官室の運営に関する事項

第3 査察結果の要旨等

別紙2のとおり

## (別紙1)

期日	査察対象庁	査察事務担当者及び補助者
10月22日(月)	日立支部	水戸地方裁判所 判事 脇 博 人 同 民事次席書記官 森 公 宏 同 主任書記官 小 泉 嘉 則 同 事務局次長 中 園 敬 子 同 会計課課長補佐 上 杉 郁 子 同 会計課主任 中 庭 泰 治 同 同 久保山 哲 彦 同 総括執行官 大 野 範 男
10月26日(金)	麻生支部	水戸地方裁判所 判事 脇 博 人 同 民事首席書記官 石 井 利 幸 同 主任書記官 大 澤 武 紀 同 事務局長 金 井 孝 夫 同 会計課専門官 塚 原 成 明 同 会計課専門職 窪 田 隆 俊 同 会計課事務官 菊 池 昌 志 同 総括執行官 大 野 範 男
11月13日(火)	下妻支部	水戸地方裁判所 判事 村 上 泰 彦 同 民事次席書記官 森 公 宏 同 主任書記官 大 澤 武 紀 同 会計課課長補佐 上 杉 郁 子 同 会計課専門職 窪 田 隆 俊 同 総括執行官 大 野 範 男
12月5日(水)	龍ヶ崎支部	水戸地方裁判所 判事 脇 博 人 同 民事首席書記官 石 井 利 幸 同 主任書記官 小 泉 嘉 則 同 会計課長 阿 部 久 仁 之 同 会計課経理係長 海老沢 京 子 同 総括執行官 大 野 範 男
12月18日(火)	土浦支部	水戸地方裁判所 判事 村 上 泰 彦 同 民事首席書記官 石 井 利 幸 同 主任書記官 北 原 信 一 同 会計課課長補佐 上 杉 郁 子 同 会計課主任 小野間 慎 一 同 総括執行官 大 野 範 男

12月25日(火)	本庁	水戸地方裁判所 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	判事 同 民事首席書記官 民事次席書記官 民事訟廷管理官 主任書記官 同 同 會計課長 會計課經理係長 土浦支部 総括執行官補佐	脇村 上 博 人 石井 泰 彦 石森 利 幸 江 崎 公 宏 小 泉 嘉 円 大 澤 武 則 北 原 信 紀 阿 部 信 一 海老沢 久 仁 老 次 京 之 原 修
-----------	----	---	---	--

(別紙2)

査察結果の要旨等

第1 重点査察事項

1 事件の受付及び分配に関する事項

いずれも適正に処理されていた。

2 事件処理に関する事項

(1) 執行の着手時期

執イ事件について、予納金の納付前に執行に着手しているものが散見された。予納されることが確実な債権者であること、申立てから予納までに期間を要することなどがその理由であったが、予納金が納付されないときは申立てを却下するという処理もあり得ることを踏まえて、事案に応じて適切に対応するよう指導した。

(2) 現況調査に関する事務処理について

現況調査報告書は全て期限内に提出されていた。

3 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

概ね適正に作成されているが、次の事項について適正な事務処理を促した。

(1) 調書

ア 調書上の執行開始時刻が指定時刻より早いもの

イ 調書で別紙図面が引用されているが、同図面の添付がないもの

ウ 債務者の住所の表示が、当事者目録上、「債務名義上の住所」と「現在の住所」とが併記されていた事案において、調書上の「執行場所」として「別紙「当事者の表示」記載の債務者のとおり」と記載しているために、執行場所がどこか特定できていないもの

エ 目的外動産を売却した事案において、各動産の価額の記載が漏れているもの

オ 契印に代えて検印器による穿孔を利用して調書の一体性を確保している

もの、あるいは、ページが付されていないのに契印がされていないもの（通達上は、裁判所に保管するものは、ページを付すなどして一体性を確保することが相当であるとされている。）

カ 調書において執行官の名下の押印が漏れているもの

キ 債務者の妻が執行に立ち会っているのに、執行調書に「債務者方は不在であったので、解錠して立ち入った」旨の記載がされているもの

ク 調書上、債務者が執行に立ち会っていないのに、同調書には「債務者において目的外動産の所有権を放棄する旨の陳述があった。」「目的外動産の所有権放棄書を提出した。」等の記載がされているもの

ケ 執行終了時刻の「午前」を「午後」と誤記しているもの

コ 調書中のチェック方式のチェック箇所を間違えているもの

サ 執行に立ち会った者の氏名欄にその資格である「債務者」の記載がされていないもの

## (2) その他

ア 執行官のメモ書きがそのまま記録に綴られているもの

イ 執行官の職印が押されている催告書（原本か控えか不明）が記録に綴られているもの

ウ 事件記録の裏表紙に、当事者のプライバシーに係る事項を含む執行官のメモ書きがされているもの（閲覧時には取り外すことの徹底を指示）

エ 執行費用計算書に記載すべき職務の場所（距離）の記載がされていないもの

## (3) 現況調査報告書

現況調査報告書の資料編添付の写真については、執行裁判所が売却条件を定めるために必要なものを添付すべきであるところ、趣旨が不明確なもの

## 4 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

不動産明渡（引渡）執行事件において、立会人から自当の放棄書が提出され

ている事件が数件あり、債権者が立会人に、別途、直接支払いがされていることが推認されるが、立会人の日当は執行費用となること、規則に従った額が支給されているかどうか記録上明らかでないことなどから、扱いの是非について検討を指示した。

その他は、適正な処理がされていた。

#### 5 予納金、保管金及び保管物に関する事項

適正な処理がされていた。

#### 6 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

##### (1) 事件記録の保存廃棄等

遅滞なく適正に行われていた。また、進行中の事件記録についても、適正に保管されていた。

##### (2) 電磁データ化された事件帳簿について

強制執行等事件簿について、誤入力为数か所あった以外は適切な処理がされていた。

なお、現況調査事件簿において、未着手取下げの場合に、パソコンの画面上はその旨の表示がされるが、打ち出した帳票にはその表示がされず、未済事件との区別ができない状態となっている。不明な点は執行官連盟の担当者等に照会を行うなどして、誤りのない処理を心掛けるよう指導した。

##### (3) 帳簿等保存簿について

訂正箇所には訂正印漏れがあるものがあつたが、それ以外は、備付け、記載ともに適正な処理がされていた。

#### 7 執行官室の運営に関する事項

##### (1) 総括執行官による指導等

執行官会議（執行官全員参加）では、総括執行官を中心にして、情報の伝達、情報交換及び組織の運営等に関わる問題等について協議され、全執行官の連携を図ろうとする状況が窺えた。

## (2) 執行官室内の連携

複数の執行官が配置されている庁では、執行官が相互に相談、議論をするなどして連携を図りながら、執行官室の運営上の問題の解決を図ろうという姿勢が窺え、良好な関係が構築されている。執行官1人配置の日立支部及び麻生支部においては、問題案件が生じた場合には、総括執行官に連絡し、相談しながら対処する態勢がとられている。

執行官不在時の来庁者や外部からの電話照会に対しては、事務員は必ず執行官に連絡（執行官の所持する携帯電話）して指示を仰いだ上で対応している。また、各庁とも執行官の執務場所をホワイトボードに記載するなどして、執行官の庁外での執務状況を把握できる態勢となっている。

## 第2 服務規律等

### 1 勤務時間の管理

登庁簿は執行官室あるいは庶務課に備え置かれており、毎日、庶務課（本庁においては総務課）の職員が執行官の登庁の点検、確認を行っている。ただし、土浦支部においては、当帳簿が執行官室に備え置かれているものの、庶務課における点検、確認作業が日常的には行われていなかったため、登庁簿を毎日庶務課に引き上げて、点検、確認を行うよう指示した。

2 腕章、執行官手帳、身分証明書、職印、駐車禁止除外指定車両標章等の保管  
各庁とも、適正に管理、保管されていた。

### 3 非公表情報の持ち出し

各庁とも、執行官が自宅等に非公表情報を持ち出すことはないため、配布されているUSBメモリーの使用実績がなかった。USBメモリーは、本庁においては総括執行官によって、支部においては執行官監督補佐官（庶務課長）によって、それぞれ適正に管理、保管がされていた。